

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年2月22日（木曜日）

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時 9分 散会

付託事件

- (1) 平成27年請願第2号, 平成28年請願第5号, 平成29年請願第1号, 平成29年請願第3号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願
- ② 平成28年請願第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり, 現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願
- ③ 平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願
- ④ 平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願

(2) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市医師修学資金貸与に関することについて (保健センター)
- ② 水戸市指定居宅介護支援事業等基準に関することについて (介護保険課)
- ③ 水戸市国民健康保険に関することについて (国保年金課)
- ④ 水戸市国民健康保険税に関することについて (国保年金課)
- ⑤ 水戸市介護保険に関することについて (介護保険課)
- ⑥ 水戸市地域包括支援センター基準に関することについて (介護保険課)
- ⑦ 水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することについて (介護保険課)
- ⑧ 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準に関することについて (介護保険課)
- ⑨ 水戸市指定介護予防支援事業等基準に関することについて (介護保険課)
- ⑩ 水戸市後期高齢者医療に関することについて (国保年金課)
- ⑪ 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事について (歴史文化財課)
- ⑫ 財産の取得に関することについて (消防救助課)

(3) その他

2 出席委員（7名）

委員長	高倉	富士男	君	副委員長	綿引	健	君
委員	田中	真己	君	委員	小泉	康二	君
委員	木本	信太郎	君	委員	田口	米蔵	君
委員	袴塚	孝雄	君				

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議員 中庭次男君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉	宗志	君				
保健福祉部長 兼福祉事務 所 長	大曾根	明子	君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山	忠	君
福祉事務所 参事兼 高齢福祉課長	谷津	好行	君	福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎	佳子	君
保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津	英臣	君	生活福祉課長	斉藤	博之	君
障害福祉課長	平澤	健一	君	介護保険課長	荻沼	学	君
保健センター 所 長	小林	かおり	君	保健所準備 課 長	小林	秀一郎	君
消防長	根本	一夫	君	消防次長	石川	隆	君
消防本部参事	鈴木	豊	君	消防本部参事	小川	喜実	君
北消防署長	小泉	直紀	君	南消防署長	大越	唯行	君
消防総務課長	勝村	俊則	君	消防救助課長	箕輪	重美	君
救急課長	石田	宏一	君				
教育長	本多	清峰	君	教育部長	七字	裕二	君
教育委員会 事務局教育部 参 事	川俣	智	君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴木	秀樹	君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木	功	君	教育委員会 事務局教育部 参事兼内原 中央公民館長	五上	義隆	君
総合教育研究 所 長	萩谷	孝男	君	教育企画課長	三宅	修	君
学校施設課長	塙	敏之	君	生涯学習課長	大澤	秀樹	君

歴史文化財課 白石嘉亮君 中央図書館長 松本 崇君

総合教育研究所副所長 小川 佐栄子君

6 事務局職員出席者

書記 嘉成 将大君 書記 矢吹 友鏡君

午前10時 2分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立って、大内火災予防課長が病氣療養のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○高倉委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

初めに、平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願ということで、毎回賛成の立場で意見を申し上げさせていただいておりますが、今年も受験の時期になっておりまして、本請願は2015年に出されたものでありますが、茨城県の第2次県立高等学校再編整備の基本計画について是正を求める請願なわけですけれども、そのポイントは県立高校の統廃合をやめて存続してほしいということとであります。

今、茨城県においてはですね、平成30年度は鉾田二高と鉾田農業、平成31年度は太田第二高校と佐竹高校、平成32年度は岩井と坂東総合を、それぞれ統合する方針で進めているわけです。

そうなりますと、当然地域の拠点が失われますし、高校生にとっては遠距離通学を強いられるということになります。学校の適正規模として、1学年当たり4から8クラスという基準を県が示しているわけですけれども、そもそも現在1クラス40人というものを、今小中学校で実施されているような35人とか、または30人というふうにすればそうした問題は起きないわけですし、むしろきめ細かな教育ができるということになると思います。特に2番目の項目で、特別な支援を要する生徒が通う高校については、先行して30人規模での学級編成に改善すべきだという提起であります。

水戸市内の高校を見ますと、いずれも競争率が高くて、水戸市内の中学生がなかなか水戸市内の高校に通うのも、受験を突破しないと難しいという現状もあるわけですけれども、県内全体として統廃合というのを今後も進めるとすると、水戸市内の中学生の高校進学にとってもかなり影響が出てくる問題だと思っておりますので、ぜひこういう観点で本請願を採択していただいて、県に意見書を出すようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 本来であれば、教育委員会等から現状を確認したいところでございますけれども、県の学校ということでございまして、教育委員会に意見を求めるのは酷かなというふうに思っています。今、田中委員

さんのほうからいろんな理由をお示しいただいたところでございますけれども、一方ではやはりある程度の規模の生徒数による、やはり学習効果ということも否めないわけでございます、そういったところを勘案すると、少し水戸の現状はこれに該当してないということも、今お話がありました。

そういった観点から、もう少し広範囲にわたって私たちも意見、もしくは現状を把握する必要があるのではないかと考えておりますので、今日のところは継続審査ということでお願いをしたいと、このように考えています。

○高倉委員長 ただいま袴塚委員のほうから継続審査という御意見がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成27年請願第2号についての審査を終了いたします。

次に、平成28年請願第5号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 本請願についても賛成の立場で意見を申し上げさせていただきたいと思います。

この間、社会保障と税の一体改革という流れの中で、患者負担の増加が続いている現状にあると思います。2017年4月から75歳以上の保険料の特例軽減の縮小であるとか、8月から70歳以上の外来上限が月2,000円引き上げになるとか、入院時の居住費、光熱水費も昨年10月から引き上がりました。

2018年以降もそうした負担増計画がめじろ押しという状況にありまして、特に本請願が指摘しています高額療養費制度ですが、平成30年8月から70歳以上の医療費の上限額がふえることになっております。一般の年収156万円から370万円の方は、月1万4,000円の上限が1万8,000円ということで4,000円もふえてしまいます。また、現役並み所得の方は、外来5万7,600円、入院が約8万円と今までも高かったわけですが、今度はそれが外来・入院区別なく約8万円から約26万円という大幅な負担が強られるという計画になっておりまして、このままやりますと受診抑制が起こるのは明らかだと思っております。

重症、軽症にかかわらず必要な医療を給付すべきだと思いますし、ヨーロッパ諸国、カナダなどでは基本的に公的医療負担、窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制ということでありまして、日本は負担をふやし続けるという点で極めて異常だというふうに思います。高齢者は現役並み所得者も含めて窓口負担はせめて1割にすべきだというふうに思いますので、そうした今の政府の負担増の流れに是正を求める請願でありますので、ぜひ採択してはどうかというふうに思っております。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 この高額療養費、後期高齢者窓口負担の見直しに当たって、現行制度の継続を求める意見書ということですが、今それぞれこれまでに各市町村においては採択したところもあり、また否決したと

ころもあるというような現状であります。今現在、国においてこの制度上に変更があるのかちょっとお伺いをしたいというふうに思っておりますが、あればお聞かせ願いたいというふうに思っております。

○高倉委員長 川津保健福祉部参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

高額医療費の限度額の改定につきましては、先ほども田中委員のほうからありましたように、平成30年8月に改正される予定となっております。また、高齢者の窓口負担につきましては、経済財政諮問会議の行程表におきまして、2018年度末までにその方向性を決定するというので、その予定は変わっていないというふうにお伺いしているところでございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 今、制度上、平成30年8月に改正されるというような予定となっておりますが、現段階においては、もう少し精査しながら意見を集約したいというふうな考えを持っておりますので、継続審査をお願いをできればというふうに思っています。

○高倉委員長 ただいまの平成28年請願第5号につきましては、継続審査という御意見がございましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたしたいと思えます。

以上で、平成28年請願第5号についての審査を終了いたします。

次に、平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 これも障害者の施設整備等について国に意見書提出を求めるものであります。グループホームや入所施設、通所施設などの社会資源の拡充、福祉人材の確保並びに入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備するというのと、地方自治体に対しての障害者関係予算の大幅増額という3点が項目であります。

これまでも障害福祉課のほうから水戸市内の現状の御説明をいただけてきましたが、水戸市内でも入所施設が5カ所しかありませんで、昨年8月現在で待機者が98人ということで、ふえ続けているということがありました。半数が3年以上待機していて主な介護者が親という状況にあつて、親も高齢化する中で、将来を心配する声が多数上がっているということでもあります。80カ所以上障害者のグループホームがあるということでもありますけれども、そのバックアップ施設としての役割が県立のあすなろの郷ぐらいですね、非常に不足しているという状況にあるわけで、やはり国がこうした整備予算を十分手当てすれば、こうしたニーズにも応えられるということになると思えますので、ぜひこの請願も採択をして国に意見書を提出してはどうかというふうに思っております。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんでしょうか。

袴塚委員。

○袴塚委員 本市においても障害者の入所施設等が1件ふえるということが既に障害福祉課のほうからもお話があったところでございますので、この件につきましては、障害者の方々が私たちと共生できると、こういう社会を目指すということについては大変重要なことだというふうに思っています。

ただ、この間の文教福祉委員会の中でも障害者の方からの請願がありまして、皆さん方の御協力をいただいて、いわゆるまちなかの、障害者が安心して使えるような施設整備と、こういったことについて採択をさせていただいた経緯がございますので、もう少し様子を見ながらこの意見書の提出については考えさせていただきたいと、このように思っていますので、よろしくお願ひします。

○高倉委員長 継続という。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ただいま袴塚委員のほうから、平成29年請願第1号につきましては継続審査ということで御意見がございましたが、継続審査でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成29年請願第1号についての審査を終了いたします。

次に、平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言を願ひます。

田中委員。

○田中委員 年金にかかわる3点ですね、国に意見書の提出を求める請願ですが、賛成の立場で意見を申し上げさせていただきたいと思ひます。

1点目の項目は、年金の隔月支給、現在2カ月に一遍の支給を国際標準の毎月支給に改めてほしいということであります。スイスを初め、ヨーロッパ諸国では毎月支給が当たり前という状況にあるそうで、アメリカのある州では2週間に1回というところもあるという状況だとお聞きいたしました。年金は、現役時代に積み上げたものの所得保障という役割からして、その生活サイクルに合わせるのとは当然のことではないかなというふうに思っています。

2つ目の年金支給開始年齢の引き上げはやめてほしいということですが、今国は2025年度、あと7年で65歳——今段階的に引き上げているわけですが、65歳にならないと年金がもらえないということをやっているわけですが、その前倒しすら検討されているということで、その上、社会保障と税の一体改革の議論を見ますと、さらに68歳から70歳に支給開始年齢を引き上げるといふ検討までされているという状況にあって、いつまでも年金がもらえないという状況になりかねないと思っています。

このマクロ経済スライドの廃止という問題も、これは2015年に初めて発動して年金が0.9%削減されました。公的年金が今の安倍内閣発足後の4年間で3.4%、大幅な目減りという状況になっております。日本の年金支給そのものがもともと貧しい、少ないということで、今下流老人とか老後破産とか非常に嫌な言葉がメディアをにぎわしているという状況になっている中で、家計を立て直して将来不安を解消すると、

若い人もきちんと年金を納められるという安心感を切り崩すような状況に、今なっているんじゃないかなというふうに思います。そういう点で、際限なき年金削減にストップをかけるということで、この請願もぜひですね、採択をして国に意見書を提出していただきたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんでしょうか。

木本委員。

○木本委員 誰もが大変注視しているこの年金制度だというふうに思っております。今、田中委員からもいろいろとありましたけれども、国のほうもより弾力を持ってこの制度をどういうふうに持続可能にしていくかというところが、今議論されていると思います。ただ、最大の課題は、財源をどうするのかというところがまだはっきりしてなくて、そこら辺が場合によってはG P I Fの運用等で、ある程度払う人が少なく、もらう人が多い、また、長期化している現状をどういうふうに制度として埋めてくかというところがまだはっきりとした答えが出てない、かつそのG P I Fにも反対する意見の委員さんも多いということなんで、ある程度そういった部分を整理した上で、私たちもこの請願に対しては判断していきたいと思いますんで、今回は継続審査でお願いしたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ただいま平成29年請願第3号につきまして、継続審査という御意見がありました、継続審査とすることはいかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成29年請願第3号についての審査を終了いたします。

なお、ただいま継続審査とすることにいたしました請願につきましては、当委員会より議長に対しまして閉会中継続審査の申し出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項12件につきましては、いずれも第1回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、初めに、水戸市医師修学資金貸与に関することについて、執行部から説明を願います。

小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 それでは、水戸市医師修学資金貸与に関することにつきまして、保健センター提出資料により御説明申し上げます。

1の制定理由につきましては、全国的に医師の地域偏在、診療科偏在による医師不足が深刻化しており、本市においても、特に小児科、産婦人科、救急科について医師不足、高齢化が進み、医師の確保が喫緊の課題となっております。

そのため、大学において医学を修学する学生を支援することにより、地域医療の充実に必要な医師の育成、確保を図り、本市の医療の維持及び向上に資することを目的に、水戸市医師修学資金貸与条例を制定するも

のでございます。

次に、2の制定内容について主なものを御説明申し上げます。

(1)貸与対象者につきましては、市が指定する医療機関及び診療科（小児科、産婦人科及び救急科）の医師として勤務しようとする意思を有する者とするものでございます。

(2)貸与額につきましては、修学資金として国・公立大学の学生の場合は月額20万円、私立大学の学生の場合は月額30万円を貸与するほか、入学金といたしまして100万円を限度に貸与するものでございます。

(3)返還につきましては、市が指定する医療機関及び診療科の医師として勤務しなかった場合などについて、原則修学資金を一括返還いただくものでございます。

(4)返還の免除につきましては、市が指定する医療機関及び診療科の医師として指定の期間勤務した場合などについて、返還を免除するものでございます。

3の施行期日につきましては、平成31年4月1日といたします。

ただし、募集や選考などの準備行為につきましては、平成30年4月1日からの施行といたします。

2ページ以降に条例案をつけておりますので、後ほど御目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、平成30年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○高倉委員長 次に、水戸市指定居宅介護支援事業等基準に関することについて、執行部から説明をお願いします。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 介護保険のほうから説明させていただきますが、まず最初に、こちらの参考資料、各種事業基準条例に係る介護保険サービスについてという表をごらんください。介護保険からは、介護保険サービスの基準条例が4本ございますので、いずれのサービスに対する基準であるか、そちらをまず御説明差し上げたいと思います。

この表の見方でございますが、一番左側に分類ということで大まかに5つの介護保険のサービス分類をさせていただいております。その次の右側は、その分類ごとに具体的なサービスの種類の名称を記載させていただいております。その右側の指定権限といいますのは、今現在水戸市もしくは茨城県に指定権限がございますので、そのいずれが指定権限者かということを示してございます。一番右側が報告事項番号ということで、本日の報告案件の番号と対応してございますので、よろしく申し上げます。

この表の中で、この太枠になっておるもの、こちらにつきまして水戸市が所管するサービスでございますので、こちらについて条例等の整備を要するものでございます。一番最初の居宅サービスにつきましては、居宅介護支援、こちらはケアマネージャーによる要介護者に対するケアプランの作成業務に係る基準になります。こちらにつきましては、平成30年度から、県から水戸市に指定権限が移りますので、そちらの制定でございます。

なお、その下に、次は地域密着型サービス、また地域密着型介護予防サービス、また介護予防サービスの中でも介護予防支援、こちらはケアマネージャーによるケアプランの作成なんですけれども、要支援という

軽度者に対するケアプラン作成の業務ということになっておりますので、全体で4本ということになります。

そのほかのサービスにつきましては、県のほうで今改正、改定の作業がされているものでございます。

それでは、水戸市指定居宅介護支援事業等基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料によりまして御説明させていただきます。

こちらは先ほども御説明したとおり、ケアマネージャーのケアプラン作成に係る事業でございます。

まず、1、制定理由でございます。

介護保険法の改正に伴い、平成30年4月1日から指定権限が茨城県から水戸市に移譲される指定居宅介護支援事業等の基準について、必要な事項を定めるものでございます。

2、主な制定内容でございますが、(1)と(2)に分かれてございます。(1)につきましては、国の基準省令に従い定めるもので、こちらは国の基準どおり定めなければならないものとなっております。また、(2)の基準省令を参酌しつつ地域の実情に応じて独自に定めることができるものにつきましては、水戸市独自の規定が許されるものでございます。

まず、(1)の基準省令に従い定めるものについて御説明いたします。

アとしまして、管理者の要件につきまして、主任介護支援専門員であることを定めるものでございます。主任介護支援専門員とは、ケアマネージャーの中でも指導的な立場にある方の資格者ということになってございます。

イとしまして、ケアプランに位置づける指定居宅サービス事業所について、利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる旨、定めるものでございます。

ウとしまして、訪問介護の利用回数が多いケアプランにつきまして、市にケアプランを届け出る旨を定めるものでございます。

(2)、こちらの基準省令を参酌しつつ地域の実情に応じて独自に定めるものにつきましては、アとしまして、指定居宅介護支援事業の運営につきまして、障害福祉サービスの指定特定相談支援事業者を連携に努めるべき対象に定めます。こちらの指定特定相談支援事業者といいますのは、障害福祉サービスにおきまして、介護保険というケアマネージャー的な業務を行う事業所ということになってございます。

イとしまして、医療との連携について、必要な情報の医療機関への報告等について定めるものでございます。本市の独自基準につきましては、裏面以降に表でまとめさせていただいておりますので、申しわけございませんが2ページをごらんください。

こちらの表ですが、基準省令を参酌しつつ地域の実情に応じて独自に定めることができるもので、現在の水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例等の規定との整合を図るため、当該条例の規定と同様の内容を規定するものでございます。本市が独自に定めるものにつきましては、アンダーラインで記載しているところがその部分となります。

表の見方でございますが、一番左側に項目が(1)から(12)までまとめさせていただいております。その右側の基準の内容につきましては、基準省令と記載している部分は国の基準省令でございます。水戸市が定める基準というところが、今回水戸市が条例として定めていこうという部分でございまして、アンダーラインにつきましては独自基準の部分でございます。

では、(1)から順を追って水戸市が定める基準を中心に御説明させていただきます。

(1)地域の様々な団体・施設等との連携につきましては、国基準省令につきましては、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター等との連携に努めなければならないとなっておりますが、水戸市が定める基準といたしましては、国基準に加え、連携するよう努めるべき対象に、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、ボランティア団体等を加えるものでございます。

なお、この括弧書きの条数につきましては、対応する条項を括弧書きで記載してございます。

次に、(2)不適切な事業者の排除につきましては、水戸市が定める基準につきましては、国基準に加え、水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないことを要件といたします。

(3)従業者の定義でございますが、国には規定はございませんが、水戸市といたしまして、介護支援専門員及び管理者は、書面で雇用契約が確認できるものといたします。

(4)文書による契約でございます。水戸市は国基準に加え、サービス提供に当たり、利用申込者の同意は、文書によることを要するものとするものでございます。

(5)としまして、保険外サービスの根拠の明示でございます。水戸市の基準としまして、事業者は、介護保険サービスの提供に付随して提供するサービスの費用の額につきまして、具体的な根拠を明示するものいたします。

(6)成年後見制度の活用の支援でございます。国の基準にはございませんが、水戸市といたしましては、事業者は、必要に応じて利用者の成年後見制度の活用を支援することについて定めるものでございます。

(7)運営規程の項目でございますが、水戸市といたしましては、国基準に加え、苦情・相談の窓口を追加するものでございます。

(8)勤務体制の記録でございます。水戸市は、事業者は利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、勤務の体制を定め、記録するものいたします。

(9)事故報告書の提出でございます。水戸市は、国基準に加え、事故報告書を市に提出するものいたします。

ページを返していただきまして、4ページでございます。

(10)記録文書の保存期限でございます。こちらですね、国のほうは完結の日から2年間保存となっておりますが、水戸市は保存期限を5年とするものでございます。

なお、茨城県の条例では、現在サービスを提供した日から5年とさせていただいておりますが、水戸市はサービスが終わった、完結した日から5年ということで、多少縛りがきつくなるような状況でございます。

(11)記録の保存場所・保存形態につきましては、国の基準はございませんが、事業者は、記録を市が行う文書の提出または提示の求めに対し、遅滞なく応じることができる場所及び形態により保管するものいたします。

(12)上記以外の項目につきましては、項目をごらんのとおり4ページ、5ページに記載してございますが、これらの項目につきましては、国基準どおりの規定を定めてまいります。

1ページに戻っていただきまして、一番最後の3、施行期日でございます。平成30年4月1日。なお、前項第1号ウに掲げます市にケアプランを届け出るという規定の改正につきましては、平成30年10月

1日より施行ということにさせていただきます。

なお、7ページ以降に条文の内容をお示ししておりますので、よろしく申し上げます。また、7ページ以降に、参照条文を掲載してございますので、後ほど御参照ください。

こちらの案件につきましては、第1回定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明については以上でございます。

○高倉委員長 この際、御報告いたします。

本日、カメラ撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

次に、水戸市国民健康保険に関することについて、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 水戸市国民健康保険に関することにつきまして、保健福祉部国保年金課提出の資料により、御説明をいたします。

1の改正の理由につきましては、国民健康保険法の改正によりまして、水戸市国民健康保険条例の関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、国保制度改革によりまして、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を行うこととなったことに伴いまして、茨城県においても新たに国民健康保険運営協議会が設置されることとなることから、本市の国民健康保険事業の運営に係る協議会の名称を、国民健康保険運営協議会から水戸市国民健康保険運営協議会に改正するものでございます。

3の施行期日は、平成30年4月1日とするものでございます。

また、2ページ、3ページに新旧対照表を、4ページ、5ページに参照条文を添付しておりますので、後ほど御目通しを願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

○高倉委員長 次に、水戸市国民健康保険税に関することについて、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 水戸市国民健康保険税に関することにつきまして、国保年金課提出の資料により御説明をいたします。

1の改正の理由につきましては、地方税法の改正に伴いまして、水戸市国民健康保険税条例について関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、国保制度改革に伴い、本市が県に納付する国保事業費納付金のうち、本市の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額についての定義を加えるものでございます。

3の施行期日は、平成30年4月1日とするものです。

また、2ページから4ページに新旧対照表を、5ページに参照条文を添付しておりますので、後ほど御目通し願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただき予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○高倉委員長 次に、水戸市介護保険に関することについて、執行部から説明をお願いします。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、水戸市介護保険に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明させていただきます。

まず、1、改正理由でございます。

平成30年度から平成32年度までの各年度における第1号被保険者、こちら65歳以上の方になりますが、こちらの方の介護保険料率を定めるもののほか、介護保険法等の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1)第1号被保険者の介護保険料率の設定でございます。

介護保険料段階の区分及びその額につきまして、据え置くものとさせていただきます。

(2)保険料段階の判定に用いる合計所得金額に係る改正でございます。

こちらにつきましては、第1号被保険者の保険料段階の判定に用います合計所得金額につきまして、災害、土地収用等本人の責めに帰さない理由による土地の売却収入等の額を控除するものでございます。

(3)過料の対象者に係る改正でございます。

こちらにつきましては、市町村の保険給付、保険料等の調査に係る文書の提出命令等に正当な理由なしに従わない場合等における過料の対象者に、第2号被保険者、これは40歳以上65歳未満の方でございますが、こちらの配偶者等を追加するものでございます。

3としまして、施行期日は、平成30年4月1日、ただし、前項第3号に掲げます過料に係る規定についての改正は、公布の日からとさせていただきます。

2ページをお開きください。

こちらにつきましては、平成30年度から3年間の介護保険料率をまとめてございます。現在の保険料率と区分、対象者は変わりございませんが、こちら、表の一番左側が保険料段階を示しており、次に対象者、保険料率と書いてありますが、こちら年額の保険料となっております。

なお、月額保険料を参考としまして記載してございますので、お願いします。

また、第5段階につきましては、月額でいいますと5,900円となっております。こちら、通常、基準額と呼ばせていただいている金額となっております。

次に、3ページ以降に、新旧対照表、5ページに参照条文を記載してございますので、後ほど御目通しをよろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、第1回市議会定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、水戸市地域包括支援センター基準に関することについて、執行部から説明をお願いします。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、次に、水戸市地域包括支援センター基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明させていただきます。

これにつきまして、介護保険のサービスとはちょっと別でございまして、市内8つの日常生活圏域ごとに設置します高齢者の相談窓口でございます、高齢者支援センターに係る基準でございます。

まず、1、改正の理由でございます。

介護保険法施行規則の改正に伴い、主任介護支援専門員に係る規定の改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2、改正内容としましては、水戸市地域包括支援センターに従事する主任介護支援専門員の定義を改め、資格要件を変更するものでございます。具体的には、5年ごとの更新研修が国の法改正により必要となったことから、その旨規定を整備するものでございます。

3、施行期日は、公布の日からといたします。

また、2ページに新旧対照表を、3ページに参照条文を記載してございますので、後ほど御目通しをお願いいたします。

こちらにつきましても、第1回定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することについて、執行部から説明をお願いします。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 こちら、介護保険のサービスに戻ります。

水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明差し上げます。

1の改正理由でございます。

指定地域密着型サービス事業に係る基準省令の改正に伴いまして、本市における指定地域密着型サービス事業の基準につきまして改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2、主な改正内容でございます。

先ほども御説明しましたとおり、(1)の国の基準省令に従い定めるものと(2)の独自基準が許される部分ということで、記載させていただきます。

まず、(1)の基準省令に従い定めるものにつきましては、アとしまして、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらのサービスは、定期または随時24時間対応のオペレーターによりまして、ホームヘルパーによる訪問介護、または訪問看護師等による訪問看護を提供できるサービスとなっております。こちらにつきまして、オペレーターに係る基準の見直し、介護・医療連携推進会議の開催頻度の変更等を定めるものでございます。

次に、イとしまして、平成30年度から創設されます共生型地域密着型通所介護、こちらにつきましては、

地域密着型通所介護の一つの形態でございますが、障害者に対する生活支援につきまして、65歳以上となっても引き続き同じ施設で利用できるようにするための新たなサービスでございます。こちらの人員に関する基準を定めるものでございます。

ウとしまして、共用型指定認知症対応型通所介護、こちらにつきましては、認知症の方向けのデイサービスでございますが、こちらについて、ユニットケア、これは10名程度をですね、小グループごとに担当の介護者が担当するサービス形態となっておりますが、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちら定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームなんですけれども、そちらにおける利用定員数を変更するものでございます。

エとしまして、指定認知症対応型共同生活介護等につきまして、こちらはグループホームでございますが——利用者への身体拘束等の適正化を図るための措置を追加するものでございます。

オとしまして、指定看護小規模多機能型居宅介護、こちらは訪問看護ステーションにプラスしまして、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイを提供する定員29人以下のサービスとなっておりますが、こちらにサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所、こちらは定員が18人以下と比較的小規模になりますが、そちらの基準を追加するものでございます。

(2)としまして、基準省令を参酌しつつ地域の実情に応じて独自に定めることができるものにつきましては、平成30年度から創設されます共生型地域密着型通所介護の運営等の部分につきまして、基準を定めるものでございます。こちらにつきましては、2ページ以降に詳細な対応表を作成しておりますので、そちらをごらんください。

2ページでございます。

基準省令を参酌しつつ地域の実情に応じて独自に定めることができるものにつきましては、現行条例の規定との整合を図るため、共生型地域密着型通所介護の運営等に関する基準につきまして、現行条例の規定と同様の内容を規定させていただきます。

なお、本市独自に定めるものは、アンダーラインで記載してございます。表につきましては、(1)から(16)までが今言いました共生型地域密着型通所介護に係る事項となっており、(17)については上記以外の事項となっております。先ほど、同じような文書がございますので、重複のないところにつきまして御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

3ページの(7)ですね、口腔衛生の確保としまして、国の基準省令には記載はございませんが、水戸市といたしましては、事業者は、口腔の衛生の確保の取り組みを行うよう努めるものと規定いたします。

ページを返していただきまして、4ページでございます。

(10)でございます。定員超過の報告でございますが、こちらは国の基準省令には記載はございませんが、水戸市はやむを得ず定員超過となる場合、速やかに市長へ報告するものと規定いたします。

(11)非常災害対策につきましては、水戸市は国基準に加えまして、①事業所の立地等から起こり得る非常災害に対する具体的な計画を策定、②一度立てた計画の定期的な見直し、③非常災害に備えた食料品などの備蓄について追加いたします。

(12)非常災害時の地域との連携につきましては、国基準に加えまして、①非常災害に備えた地域との連携、②訓練の実施に当たって、地域住民の参加について追加いたします。

5ページでございます。

(14)です。住民への説明につきましては、国の基準省令には記載はございませんが、水戸市は、事業者は、その事業の開始に当たり、地域住民に対し、サービス提供の内容等についての説明を行うものといたします。ページを返していただきまして、6ページでございます。

(17)につきましては、今お話ししてきました共生型地域密着型通所介護以外のサービスにつきましてはの項目を記載してございますが、これらにつきましては国の基準どおり定めるものでございます。

1ページにお戻りください。

1ページ、3、施行期日は、平成30年4月1日とさせていただきます。

なお、新旧対照表が8ページから33ページまで、また34ページからは参照条文となっておりますので、後ほど御目通しのほどよろしく申し上げます。

こちらにつきましても、第1回定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしく申し上げます。説明については以上でございます。

○高倉委員長 次に、水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準に関することについて、執行部から説明を願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明差し上げます。

1、改正理由でございます。

指定地域密着型介護予防サービス事業に係る基準省令の改正に伴い、本市における指定地域密着型介護予防サービス事業の基準について改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2、主な改正内容につきましては、こちらにつきましては(1)ということで、基準省令に従い定めるもののみでございます。

アとしまして、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護につきまして、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これは小規模な特養でございますが、こちらにおける利用定員数を変更するものでございます。

イとしまして、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、こちらはグループホームでございますが、これにつきましては、利用者への身体拘束等の適正化を図るための措置を追加するものでございます。今回の改正による独自基準の設定はございません。

3、施行期日は、平成30年4月1日でございます。

なお、裏面の2ページから新旧対照表を記載してございますので、後ほど御目通しをお願いします。

こちらにつきましても、定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、水戸市指定介護予防支援事業等基準に関することについて、執行部から説明を願いま

す。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、水戸市指定介護予防支援事業等基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明申し上げます。

こちらにつきましては、要支援の方に対するケアマネジャーのケアプラン作成の事業基準でございます。

それでは、1、改正理由でございます。

指定介護予防支援事業に係る基準省令の改正に伴い、本市における指定介護予防支援事業等の基準について改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2、主な改正内容でございます。

(1)基準省令に従い定めるものにつきましては、ケアプランに位置づける指定介護予防サービス事業所につきまして、利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる旨、定めるものでございます。

また、(2)基準省令を参酌しつつ地域の実情に応じて独自に定めるものにつきましては、ア、指定介護予防支援事業の運営につきまして、障害福祉サービスの指定特定相談支援事業者を連携に努めるべき対象に追加するものでございます。

イとしまして、医療との連携について、必要な情報の医療機関への報告等について定めるものでございます。

なお、今回の改正による独自基準の設定はございません。

3、施行期日は、平成30年4月1日でございます。

なお、2ページ以降に新旧対照表を記載してございますので、後ほど御目通しをお願いします。

この件につきましても、第1回市議会定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○高倉委員長 次に、水戸市後期高齢者医療に関することについて、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 水戸市後期高齢者医療に関することにつきまして、国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由は、高齢者の医療の確保に関する法律等の改正に伴いまして、水戸市後期高齢者医療に関する条例等について関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、1点目といたしまして、本市が保険料を徴収すべき被保険者に、国民健康保険法による住所地特例を受けて、本市の国民健康保険の被保険者とされている者のうち、県外の市町村に住所を有する者が75歳に達したことなどにより、茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった者を加えるものでございます。

2点目といたしまして、後期高齢者医療保険制度が開始された平成20年度に限り、社会保険の被扶養者であった者に係る後期高齢者医療の保険料の納付に関する特例を規定した付則を削除するものでございます。

3点目といたしまして、(1)の国民健康保険から後期高齢者医療に移行する際も引き続き住所地特例を適

用する改正に伴いまして、茨城県後期高齢者医療の被保険者となる者のうち、要件を満たす者を医療福祉費支給事業、いわゆるマル福の支給対象に加えるものでございます。

3の施行期日は、平成30年4月1日とするものです。

なお、2ページから4ページに新旧対照表を、5ページ、6ページに参照条文を添付しておりますので、後ほど御目通し願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 次に、水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事について、執行部から説明を願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 それでは、水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事について、歴史文化財課提出資料により御説明いたします。

1の工事名でございますが、水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事でございます。

2の工事場所は、水戸市三の丸2丁目。

3の工事概要でございますが、(1)の二の丸角櫓は、木造2階建て、建築面積124.17平方メートル、延べ面積128.01平方メートル、(2)の土塀は、鉄筋コンクリート造、施工延長473.0メートルでございます。

4の請負予定金額でございますが、6億2,078万4,000円でございます。この仮契約者につきましては、株木・豊島・アルプス特定建設工事共同企業体、代表者、水戸市吉沢町311番地の1、株木建設株式会社、代表取締役、株木雅浩でございます。構成員は、代表者のほか、水戸市千波町2806番地、株式会社豊島工務店、代表取締役、豊島憲子及び水戸市平須町1828番地1025、アルプス建設株式会社、代表取締役、黒澤勝でございます。

次に、添付資料でございますが、2ページに建設予定地、3ページに平面図、4ページに立面図を添付しております。また、5ページに一般競争入札調書を添付しておりますので、後ほど御目通しをいただければと存じます。

説明は以上でございますが、本件につきましては、平成30年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○高倉委員長 次に、財産の取得に関することについて、執行部から説明を願います。

箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 財産の取得に関することにつきまして、消防救助課提出の資料により御説明申し上げます。

水戸市画像伝送システムの更新に伴い、通信用といたしまして可搬型画像伝送システムを取得するものでございます。可搬型画像伝送システムにつきましては、地震、台風、土砂災害などの大規模災害発生時に被災状況を附属の各種カメラで撮影し、その映像などを通信衛星を介し、総務省消防庁、茨城県庁、水戸市災害対策本部へ配信することを目的としております。

初めに、1の動産の表示についてでございます。

可搬型画像伝送システム一式で、主な構成品といたしまして、(1)の可搬型衛星通信措置、(2)防滴型ヘキサコプター、(3)ウェアラブルカメラでございます。

ページを返していただき、2ページの別図、システム構成図をごらん願います。

可搬型衛星通信装置につきましては、画像、映像、音声信号を変調し通信衛星へ送信する機器でございます。平面アンテナ、三脚、モニター、モデム、変調器とも申しますが、これらの機器が主な構成品でございます。総重量は25キログラムでございます。

防滴型ヘキサコプターにつきましては、いわゆるドローンでございますが、こちらの機体に取りつけた小型カメラで、災害現場の上空から俯瞰映像を撮影するものでございます。性能といたしまして、飛行時間約15分、耐風性能は風速毎秒10メートルまで飛行可能となっております。諸元といたしまして、直径1,397ミリメートル、高さ514ミリメートル、重量につきましては、バッテリーを含み5.4キログラム程度、ローター数が6個となっております。

ウェアラブルカメラにつきましては、非常に小型軽量のカメラでございますので、隊員のヘルメットに取り付け、災害現場を隊員目線で撮影するものでございます。諸元といたしまして、幅29ミリメートル、高さ47ミリメートル、奥行83ミリメートル、重量109グラム程度でございます。

なお、別図、左下でございます機動指揮車につきましては、本システムを搬送することができる車両として、参考として掲載したものでございます。本システムとは別に今年度整備するものでございます。

1ページにお戻りください。

2の納入場所につきましては、指定場所といたしまして、水戸市消防本部ほか2カ所でございます。

3の取得予定価格につきましては、3,888万円でございます。

4の仮契約者につきましては、東京都三鷹市牟礼6丁目2番11号、日本無線株式会社、代表取締役、荒健次でございます。

5の添付資料につきましては、(1)別図といたしましてシステム構成図、(2)入札調書を添付してございます。

説明は以上でございますが、本契約につきましては、平成30年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○高倉委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

それでは、この際、委員より資料請求がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 可能であればということですが、一番最初の医師修学資金貸与に関することにかかわって、国公立医学部の入学金や学費が現状どうなっているのかということ、どこまでの大学を、全てかというのは、それはお任せしますが、基本的に現状がどうなっているのか、この修学資金の貸与額の根拠なども市も検討されただらうと思いますので、可能であればそういった資料を希望したいと思います。

以上です。

○高倉委員長 執行部のほうでいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員からの資料請求につきましては、提出可能でございます。

○高倉委員長 それでは、ただいまの資料請求につきまして、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、次回の委員会に提出をお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

小泉委員。

○小泉委員 私も、今田中委員の資料請求にちょっと似たような話になるんですけども、1番目の医師修学資金に関する部分で、他市でどういった事例があるのかというのが比較できないと、水戸市だけでという話も難しいので、同規模の市ですとか、あとは非常に積極的に出しているところ、また、医師不足の現況というのもそれぞれ抱えている問題だと思うんですけども、比較になるような他市事例の資料をいただければと思うんですけども、お諮りをいただければと思います。

○高倉委員長 それでは、小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの小泉委員の資料請求につきまして、他市事例につきましても資料の提出が可能でございます。

○高倉委員長 それでは、ただいま小泉委員からありました資料請求につきまして、委員会として執行部に提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、次回の委員会に提出をお願いします。

ほかにございせんか。

ないようですので、この件については終了いたします。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いします。

小泉委員。

○小泉委員 すみません、本来、前回の常任委員会でやろうと思ったんですけども、ちょっと時間がなくなってしまったので、見送ってたんですけども、こういう天候になったというのもあって思い出しての話なんですけれども、教育のほうになるんですけども、1月末、22日月曜日だったと思うんですけども、本市で大雪に見舞われたということがあったと思うんですね。そこで、水戸市のほうで早い段階での判断で、たしか中学校も含めて5限以下はもう強制下校と。そして、翌日の登校に関しては10時以降というような形で連絡を回したところだったと思うんですけども、その回し方の部分でちょっとお伺いしたいなというところがあります。

以前、2011年の3.11の震災の際に、その学校によって学区ごとにメーリングシステムがある学校とそうじゃない学校で情報格差が生まれたという現況がありました。それに伴って、全学校で情報格差が起

きないように、例えば学区では、隣ではここが避難所になって給水が入って物資が来るとかという情報があっても、もう道路1本隔てて隣の学区で、そこがメーリングシステムがなければ、何も全くそういった情報が行き届かなかったというような話がありましたので、全校にそういったメーリングシステムは取り入れるべきじゃないかという質問をさせていただいて、今、全ての学校で入っていると思っているんですけども、そういった観点も含めて、今回そういった連絡方法——ちょっと私が聞いたところでは、メーリングもして、また子どもたちにもお便りとして持たせて、というような話も聞いてるんですけども、中にはそのメーリングを使わなかった学校もあったと聞いているんですよ。なので、そういった現況がもしわかれば教えていただければと思うんですけども。お願いします。

○高倉委員長 川俣教育委員会事務局教育部参事。

○川俣教育委員会事務局教育部参事 それでは、ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

まず、降雪についての対応について、今年度は2回お便りは出させていただきました。1月22日と2月1日。1月22日のときには下校時間が早まるということで、それで、お便りと同時に各家庭にメール、それから、メーリングシステムというのは100%ではないんですね。やはりメールに加入していない御家庭もありますので、そういうところには直接学校のほうから1件1件電話をするというところで、全家庭に届くようにということで1月22日のほうは対応いたしました。

ですから、このときには午後からももう一度各家庭にちゃんとメールが行っているかという確認を私のほうから電話連絡網で校長を通して行いましたので、このときには多分全部の家庭には回っていると思うんですが、ただ2月1日は、2月2日の対応を通知出したんですね。明日は登校時間がおくれます、通常登校は10時ですよというふうな通知を出しました。そのときの、もしかするとメールが配信できなかった学校があったのかもしれませんが。そこは定かじゃありませんので、何とも言えないところでございますけれども、ただ、やはり情報というのは全家庭にやはり届かなくちゃならないことですので、まだまだそのメールの配信システムのほうが100%の加入をしていないというところで、やはりメールと電話を併用しながら、全家庭にとにかく緊急の連絡は全て届くようにということで、今後もやはりこのような天気ですので、どこでどのような、異常気象がありますし、全ての家庭に届くようにということは、これからも学校長会を通してもう一度再確認をしながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。

それぞれ今家庭環境も大分変わってきて、また保護者の方の共働きですとか、またシングルだったりという話もあると思うんですけども、そういった中で、やっぱりせつかく使える方法があるのであれば——ちょっと僕が聞いたのは、お便りだけしかなくて、子どもたちがそれを出さなくて親が知らないまま、明日どうなってんのかなみたいなことが起きたという話で、結構幾つか周りにも聞いたんですけども、中にはそういった方もいたのかもしれませんが。もしかしたらその人がその100%じゃない、メーリングリストに入っていない方なのかもしれないんですけども、ただ使える手段というのが、伝達手段というのがあればぜひ使っていただいて、特にまたそういった有事のときに、よりこういったものというのは發揮していただ

と思いますので、それは全学校においてより周知徹底していただければというふうにも思うんですけども、あとはこういう機会を通じてそういった連絡をするので、保護者の方にもメーリングリストに入ってください、加入してくださいという、PTA側の話になると思うんですけども、そちらのほうもぜひ進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

大変に御苦労さまでした。

午前11時 9分 散会